

【with コロナ時代の防災対策】

今年も台風シーズンが近づいてきました。最近、地震も頻発しています。災害はいつやってくるか分かりません。

コロナ禍の防災対策では、自然災害への対策と同時に感染症対策が不可欠です。

そこで、今回は特に3密(密閉、密集、密接)になりやすくクラスター感染が懸念されるコロナ禍での避難所についてお尋ねします。

(1)コロナ禍での避難所について

ア. 感染症対策を考慮した避難所の収容人員

市内には指定避難所が 26 箇所(小中学校19箇所+それ以外7箇所)あります。収容可能面積は 47,859.4m²。これまで、収容人員は 29,006 人(※1)とされてきました。

しかし、コロナ禍で感染対策を考慮すれば、収容人員は大幅に減少します。ある自主防災組織の試算では、これまで120人収容できると考えられていた体育館で、収容可能な避難者数は4分の1の30人になると見込んでいます。

内閣府の感染症に対応した避難所運営ガイドラインでは、先ず始めに、感染症対策を考慮した避難所の収容人員を確認することになっており、市として早急に確認すべきです。

3密を避けるためには避難者一人当たりの面積をどのくらいにすればよいのか。その結果、収容人員はどのくらいになるのか。また、これまでと比べてどのくらい減少するのか、確認して結果をお示してください。

(※1)消防庁基準の一人当たり1.65m²を適用して算出

イ. 可能な限り多くの避難所の確保

感染症対策を考慮すれば、指定避難所に避難できる人の数は大幅に減少します。そこで、内閣府の避難所運営ガイドラインでは事前準備として十分な避難所の確保を挙げています。

千葉県では避難所運営の手引き(※1)を作成し、避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設する必要があるとしています。

臨時の避難所としては、体育館以外の教室の活用、県有施設等の利用やホテル・旅館等の活用。

また、内閣府からの通知(※2)では、その他に公民館、集会所、自治会施設、コミュニティセンターや民間施設、車中泊を想定した駐車場、グラウンド等の活用をあげています。

コロナ禍では、感染症対策を徹底するために、可能な限り多くの避難所を確保する必要があります。市の見解をお聞かせください。

また、臨時避難所として具体的にどんな場所が考えられるのか、発災時に直ぐに利用できるようにするためには、どんな事前準備が必要なのか、お考えをお聞かせください。

(※1)令和2年6月千葉県策定「災害時における避難所運営の手引き」

～新型コロナウイルス感染症への対応編～

(※2)令和2年4月1日付及び5月27日付の内閣府政策統括官(防災担当)付参事官等から都道府県等への通知「災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策や避難所の確保等に係る地方公共団体の取組状況等について」

(2)「分散避難」について

これまでの指定避難所に加え臨時避難所をできるだけ多く開設したとしても、避難できる人は限られています。

そこで、最近、指定された避難所だけでなく、在宅避難や親せきや友人・知人宅などに避難する「分散避難」が推奨されています。

各人が日頃から災害を想定して、自分の避難方法を考えておくことが、命を守ることにつながります。

「避難は指定避難所」という住民の意識を変え、「分散避難」という考え方をいかに周知していくかが今後の課題です。市のお考えをお聞かせください。

※参照:兵庫県小野市「分散避難」のお願い

<https://www.city.ono.hyogo.jp/1/8/21/1/x152/>

(3)車中泊避難について

熊本地震の後、車中泊避難について質問した際には(※1)、防災計画では車での避難は原則的に認められないとの回答でした。

しかし、コロナ禍では、感染拡大防止の観点から、避難所での感染リスクを恐れ車中泊避難者はさらに増加することが予測されます。(※2)

そこで、「車中泊避難は増加する。」ことを前提に対策を講じておく必要があると考えます。

災害対策基本法における車中泊避難者の位置づけについては、同法に直接的には規定されていませんが、第86条7の「やむをえない理由による避難所に滞在することができない被災者」に該当する者であるとの認識が政府見解で示されています。

最近、感染防止の観点から、車中泊避難を取り入れている自治体も

でできました。

長野県では、水害で立ち退き非難が必要な人が新型コロナウイルスへの感染を懸念して避難を躊躇しないよう、県独自の取組みとして、車による避難と安全が確保できる場所を地図で示す取組みをしています。

事前にエコノミークラス症候群対策をしっかりと周知し、駐車スペースを確保したうえで、車中泊避難を分散避難のひとつの選択肢として検討する必要があると思います。市の見解をお聞かせください。

(※1)平成28年6月定例会

(※2)環境・防災研究所でコロナウイルスが避難にどのような影響を与えるかの調査を行ったところ「感染防止対策をして避難所に行く」28.6%、「車中泊避難をする」38.0%と車中泊避難を選択する人が避難所に行く人を10%上回った。

(※3)平成28年5月27日の国会質問：「車中泊」に対してどのような認識をもっているかの質問に対する政府の見解：災害対策基本法においては、車中避難者に相当する者に係る措置を直接的には規定してはいないが、車中避難者は同法第八十六条七の「やむをえない理由により避難所に滞在することができない被災者」に該当するものであり、必要な生活関連物資の配付、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされていると認識している。